

外部評価結果を踏まえた
区の実組みの方向について

シートの見方

施策・重点項目名

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書 ページ

所管部(局)名	
施策の目的	
施策を構成する計画事業と内部評価	
施策の内部評価	
施策の今後の取組み・改革の方針	
外部評価実施結果:報告書 ページ	内部評価と外部評価を踏 まえた区長の総合判断

区が行った「平成 19 年度行政評価実施結果報告書(本編)」から、抜粋している。

新宿区外部評価委員会が行った「平成 19 年度外部評価実施結果報告書」から、評価結果を抜粋している。

内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断を示している。

重点項目4:学校教育の充実

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書20ページ

所管部(局)名: 教育委員会事務局
施策の目的
子どもたちを取り巻く学習・教育環境が急激に変化するなかで、子どもたちの「生きる力」を培うため、学校教育環境の一層の整備充実を図ります。
施策を構成する計画事業と内部評価
学校施設の計画的整備 B 特色ある学校づくり B 少人数学習指導の推進 B 地域学校協力体制の整備 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
子どもたちを取り巻く学習・教育環境が急激に変化する中で、施策目標の実現のために早急に取組むべき各事業をほぼ計画どおり達成できました。このことにより、全体的には子どもたちの「生きる力」の育成と心身ともにたくましい成長に寄与できたものと評価しています。 学校の適正配置計画は、第六次学校適正配置計画を進め、19年度四谷小学校が開校しました。第五次学校適正配置計画については、関係者の協力により計画どおりに進み、20年2月の新校舎竣工に向けて建設工事に着手しました。また、西戸山地区中学校の適正配置は第七次学校適正配置計画が決定し、統合協議会での協議を進めています。 特色ある学校づくりでは、平成17年度に各校(園)ごとに策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って、経営上の目標を的確に設定しつつ、実践を続けています。予算編成の段階から校(園)長の裁量を拡大する取り組みとして、概ね順調に事業実施できたものと評価しています。 少人数学習指導の推進では、個に応じたきめ細かな指導への各学校・保護者からの期待は高く、区の費用負担による講師派遣により指導体制を充実させ、確かな学力の育成に成果をあげています。 地域学校協力体制の整備では、地域に根ざした教育活動を推進するために有効な事業と考えます。
施策の今後の取組み・改革の方針
子どもの「学力」や「学ぶ意欲」の低下に対する不安や議論が展開される中で、「確かな学力」の育成や個性を伸ばす教育の推進が強く求められています。教育の環境整備の面では、学校の適正配置をさらに進め、よりよい教育環境と地域開放にも配慮した魅力ある学校づくりを進める必要があります。今後は、「確かな学力」の育成のため学校の体制づくりを進めるほか、わかりやすい授業の創造と教員の資質・指導力の向上が課題です。 また、地域に根ざした教育活動を推進するため、地域の人材の掘り起こしや相互連携の円滑化を図ることが必要です。学校適正配置においては、計画を進める際に計画段階から地域住民の意向を確認する手法を検討していきます。

外部評価実施結果:報告書8ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>スクールスタッフ新宿が、文化・スポーツのいろいろな経験者をまちや学生から集めて社会教育を行い、ボランティアが安全の見守りを担うなど、学校の先生との役割分担がなされているが、さらに適切に行われる必要がある。より効果があがるように、推進すべきである。</p>	<p>本事業は、学校の教育活動を支援する仕組みとして16年度にアクション04事業として開始し、17年度以降は、第四次実施計画の中に位置づけ実施してきたものです。20年度は、予算規模は維持しつつ、経常事業として実施していきます。</p> <p>中学校では部活動指導、小学校では図書館運営の補助が活動の中心となっており、区内各校が特色ある教育活動を展開するために地域の人材を活用する仕組みとして定着しています。20年度も現状どおり事業実施していく予定です。</p> <p>生涯学習財団と連携した部活動支援のための人材の掘り起こしや、学校間での人材の相互活用の円滑化等についてさらに改善し、引き続き充実を図っていきます。</p>
<p>特色ある学校づくりに取り組んでいるだけで目標達成というのは安易ではないか。取り組んだ内容が評価されてこそ成果が出たと言える。</p> <p>学校評価を誰が行うかは非常にむずかしいと思うが、学校評議員・スクールコーディネーターといった地域の人による評価では限界がある。専門家を入れて、評価制度を充実させてはどうか。</p> <p>第三者機関で評価を実施し、その一助として保護者や地域の方々にアンケートなどを実施し、その評定の客観性を持たせてはどうか。</p> <p>評価にあたっては、学校運営の評価領域を定め、観点と評定方法・尺度等を明示してはどうか。</p> <p>子どもの意欲や知識・技能の測定のほか、変容(価値の変化)度を重要な観点にしてはどうか。</p>	<p>学校評価はこれまで、教職員による評価と保護者・地域による外部評価により行ってきました。今後は、文部科学省が示した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」等に基づいた、新たな学校評価へ移行します。</p> <p>新たな学校評価としては、教職員による内部評価、子どもや保護者、学校評議員による学校関係者評価、地域住民・学識経験者等による第三者評価、を位置付けており、の学校関係者評価、の第三者評価が新しい仕組みとして考えられています。</p> <p>区では、毎年児童・生徒や保護者等への意識調査を行うとともに、20年度に新たな評価制度の検討組織を立ち上げ、21年度にかけて行う四谷中学校での調査研究の結果の検証と併せて検討を進め、22年度から新たな学校評価を全校に導入していきます。</p> <p>学校評価の充実 3,580千円 新たな学校評価の検討、意識調査の実施</p>

: 施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価
: 施策や事業の進め方・手段・方策に関する評価
: 内部評価結果・評価手法に対する評価

外部評価実施結果:報告書8ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>特色ある学校づくり、学校選択制度、学校の統廃合などが地域コミュニティに影響を与えている面もあるのではないかと、学校を地域のコミュニティの場として位置づけて、地域との連携も強化していくべきである。</p>	<p>学校選択制は、子どもに適した学校を保護者が主体的に選択できるようにするとともに、開かれた学校づくりと魅力ある教育活動を推進するために16年度から導入しました。</p> <p>学校選択結果においては、例年、小・中学校ともに4分の3以上の方が地域の学校を選択しており、その理由についても多くが「自宅からの距離・通学の安全」を挙げています。他校選択者の理由についてもその多くは、同様に「自宅からの距離・通学の安全」であり、学校は地域コミュニティの中心としての機能を併せ持っています。</p> <p>また、例年6月及び9月から10月にかけて開催されている小・中学校の学校公開・説明会には延べ3万人以上の来校者があります。保護者アンケート結果では地域の学校選択を含めた満足度は例年9割以上の高い支持を得ており、「自分が選んだ学校に入る」という意識の高まりは、学区を超えたコミュニティの広がり、地域に開かれた学校づくりにつながっています。一方で、学校が地域の方に選ばれる学校となるよう努力し、積極的に地域に開いていくことを促しています。</p> <p>以上のことから、学校選択制は多くの区民に支持されている制度であり、今後も制度のメリットが生かせるようにするとともに、地域との連携強化も図っていきたいと考えています。</p>
<p>特色ある学校づくりにより、校長の権限が拡大して、たとえば、校長が替わることにより教育の方向性が大幅に変わるなどの影響はないか。こうした影響も考慮すると、学校に対する外部評価をきちんとするべきである。</p>	<p>学校(園)の教育目標は、児童・生徒、地域の現状を把握したうえで、常に見直されています。この目標達成に向けた日常の教育活動の結果が、各学校の特色ある教育活動として展開されています。</p> <p>特色ある学校づくりは、各学校が教育目標の実現のために、中・長期的な視点から「特色ある学校づくり教育活動計画」を作成するとともに、計画的に学習活動を実施していくものです。</p> <p>こうした各学校の教育活動は、既存の学校評議員制度の活用や、今後新たな学校評価制度を構築する中で、地域や保護者の方に理解される活動となるようにしていきたいと考えています。</p>

<p>外部評価実施結果:報告書8ページ</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>少人数学習指導の推進で目指しているものは何か、個を伸ばす教育とは何か、分かりやすく示してほしい。</p>	<p>児童・生徒一人ひとりが持っている力は多様であり、その個性や可能性を伸ばし、「生きる力」を育む視点から、まず、すべての児童・生徒に学力保証としての基礎・基本の確実な定着を図るとともに、多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細かな指導を徹底することが必要です。</p> <p>そのため、「小1プロブレム」や学力向上のための少人数学習指導等、学校の実情に応じたきめの細かい指導の実施のため、確かな学力推進員(区費講師)を学校に配置しています。</p> <p>なお、第四次実施計画の「確かな学力推進員の配置」と「少人数学習指導の推進」の事業は区費講師の職務内容・役割が類似しているため、第一次実行計画では事業を統合して「確かな学力の育成」としました。</p>

施策4:社会参加と生きがいづくり

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書65ページ

所管部(局)名: 健康部・福祉部
施策の目的
高齢者や障害者が自ら進んで地域社会に参加できる環境を整備するとともに、自立的な就労・就業の機会を確保します。
施策を構成する計画事業と内部評価
高齢者が輝くまちづくり B 高年齢者就業支援事業への助成 B 知的障害者通所授産施設の充実 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
元気高齢者の社会参加は、いきいき福祉大作戦に多くの方が参加して、高齢者の生きがいづくりに役立っています。 高齢者の社会参加システムの構築については、協議会から「高齢者の社会参加システムの構築に関する検討結果報告書」が区へ提出され、これに基づき平成19年度に実施するモデル事業を決定し、計画どおり進んでいます。 障害者の就労支援については、薬王寺保育園跡の施設改修を行い、就労支援事業所準備室を開設するなど、概ね計画どおり進行しています。
施策の今後の取組み・改革の方針
高齢者社会参加システムの構築については、提出された報告書に基づき決定したモデル事業を平成19年度に実施します。 また、新宿区の障害者の就労支援を効果的に行うため、(仮称)新宿仕事センターの開設を目指すとともに、その中で就労移行、継続事業を行う事業所として指定を受ける準備を行います。

外部評価実施結果:報告書10ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>区は、仕組みづくりの中で、場所・情報・協働相手等を提供し、区民はNPO等も含め、自主的活動を広げる、といった役割分担がなされるとよい。</p>	<p>「区民は、自主的活動を広げ、区は場所・情報・協働相手を提供する役割を担う仕組みづくりの推進を」という考えは大変重要であると考えています。その推進として、障害者福祉課では、障害者就労支援ネットワーク会議、情報交換会などの定期的開催などにより、社会福祉法人、NPO法人を含む民間事業所等と、情報交換や情報提供などを行っているところです。今後ともさらに多面的にきめ細かく協働体制の構築に努めていきます。</p> <p>高齢者社会参加システム協議会の報告に基づくモデル事業の「生涯現役塾」の実施により、NPO等の地域活動への参加や担い手として活躍するきっかけをつくり、区民の自主活動を広げていきます。また、「地域活動情報冊子」を作成し、社会参加のための情報提供を行います。</p>
<p>高齢者がボランティアをして、ポイントを預託する方式を取り入れてはどうか。NPOとの連携やNPOと区との役割分担を明確にするなどして、検討してほしい。</p>	<p>高齢者のもつ特技、知識、経験等を登録し、ボランティアとして地域活動や地域の子どもたち等に教え、伝える「高齢者マイスター制度」を実施していますが、ポイントの預託は行っていません。今後、新たなボランティア制度を構築していく中で、区として検討します。</p> <p>現在、いきいき活動事業の実施については、NPOと連携して行っていますが、引き続き連携して行っています。</p> <p>高齢者マイスター制度で考えられるボランティアのポイント預託については、まだ、預託できるほどボランティアとして成長しておらず、ボランティアをするきっかけづくりをしている段階です。</p>
<p>高齢者社会参加システム協議会の報告に基づく8つのモデル事業は、高齢者の目線に沿って、よくできている。特に、「出張就業相談」「地域に根ざした高齢者の居場所づくり」「介護予防担い手研修会」は地域の問題でもあるので、もっと推進してほしい。</p> <p>推進に向けて、課題は交通の便である。よって、小さなエリアで小さな活動を行えば発展すると思われる。</p>	<p>「地域に根ざした高齢者の居場所づくり」は、20年度も実施します。</p> <p>「出張就業相談」、「介護予防担い手研修会」についても、外部団体、大学等と協働して実施する予定です。</p> <p>「出張就業相談」は四谷、「地域に根ざした高齢者の居場所づくり」は大久保、「介護予防担い手研修会」は筆筒町とそれぞれ特別出張所地域で行っていますが、今後も区民の参加しやすいエリアで活動を行っていきます。</p>
<p>「参加しやすい仕組みづくり」をいかに整え、支援するか。参加者の自主性を尊重し、いかに任せてか活動につなげていくか。高齢者社会参加システム協議会の報告に基づく8つのモデル事業は、よいところばかりなので、これをいかに伸ばしていくか。こうした視点で目標を設定してはどうか。</p> <p>当面は、この8事業の実施状況を達成度としてチェックしてはどうか。</p>	<p>8つのモデル事業については、20年度の実施結果をしっかりと検証し、より効果的な事業に再構築します。</p> <p>この事業の実施状況から、次年度以降の達成目標を定め、推進していきます。</p>

外部評価実施結果:報告書10ページ	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>いろいろなレベルの高齢者がいる。いきいき福祉大作戦のプログラム(メイクアップ教室、モバイルフォン教室など)を実施するには仕掛けが必要ではないか。</p>	<p>20年度から「いきいき活動事業」と事業名を変更し、より幅広い高齢者の社会参加活動を促進していきます。その仕掛けとしては、区、民間及びNPO法人等との協働を継続し、役割分担を明確にし推進していくことが、より多くの区民へのアプローチが可能となり効果的です。</p> <p>現在、メイクアップ教室は日本美容専門学校と、携帯電話教室はNPO法人竹箒の会のボランティアとの協働事業で実施していますが、区の役割は場所の提供と参加する区民と学校及びNPOとのコーディネートです。これまでは、公募により参加者の募集を行い、学校あるいは、区施設で実施しているため、参加者は、会場へ出向いて行くことが可能な元気な高齢者に限られていました。しかし、今後は、実施側が配食サービスやふれあいいきいきサロンの会場に出向くなどして多様な状況にある高齢者との接点を広げていくことを計画していくことが課題であると捉えています。</p> <p>携帯電話教室については、携帯電話を媒体として社会参加のきっかけづくりを促し、これまで参加することに躊躇していた層への働きかけを行うとともに、民間の力を活用することにより技術取得者へのステップアップやフォローの教室を行うなど、将来的には、多種多様な社会参加の機会を作る事業展開を行っていく方向です。</p>

施策5:子育て支援の推進

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書67ページ

所管部(局)名: 福祉部・健康部・教育委員会事務局
施策の目的
子育て支援サービスの質・量の充実を図るとともに子育て家庭のニーズを捉えた使いやすいサービスの実現を目指します。 子育て家庭を地域で支えあうための機会や場の充実を図ります。
施策を構成する計画事業と内部評価
待機児童の解消 B 子育て相談の充実 B 絵本でふれあう子育て支援 B 在宅子育て支援サービスの充実 B 子ども家庭支援センター機能の強化 B 乳幼児親子の居場所づくり B 児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化 B 幼稚園と保育園の連携・一元化 A(事業の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの) 新宿区児童手当 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
本施策は、子育て家庭のニーズにあった支援の充実を図るとともに、子育てを支え合う地域を目指すことにより、子どもが健やかに育つ環境づくりを行うことを目的とした施策です。 保育園待機児童の解消は、当初計画では受入枠の拡大247名のところ502名まで拡大できました。今後は、多様な保育サービスを地域需要に応じて展開していくことが必要です。 平成17年度から事業開始した幼稚園・保育園の連携は、日々の連携や幼保合同による行事の実施などにより子どもたちが相互に刺激しあい、活動や交流は広まっています。また、四谷子ども園は懇談会や説明会の過程を通じて、保護者、地域の方にも子ども園のしくみを理解していただく中で、園児の入園を決定し、開園することができました。今後とも、幼保の連携・一元化を一層進めていくことが必要です。 保健センターでは妊娠中からの子育ての準備及び産後の子育て期間を通じて保健師が子育て相談に関わり育児不安の解消や軽減に寄与しています。 学童クラブ需要に対応するため、引き続き放課後の子どもたちの安心・安全な居場所が必要となっています。また、保護者の就労形態に関わらず利用できる子どもの放課後の居場所を検討していくことが求められています。 子どもと家庭に関する施策を総合的に推進するために、子ども家庭支援センターを中心に子ども家庭サポートネットワークを立ち上げ、関係機関が連携して子育て支援に取り組める体制が整備されました。
施策の今後の取組み・改革の方針
今後は、次世代育成支援計画に盛り込んだ内容を中心に、子育て支援策を着実に推進していきます。 子育て支援の多様な区民ニーズに対応していくため、区は事業者・ボランティアなど様々な担い手と協働し、より使いやすく、役に立つサービスを展開していきます。 子育て支援のサービスや施設の総合化、ネットワーク化を図っていきます。 こころの問題や強い育児不安を抱えているなど特に支援が必要な保護者と子どもに対して、状況に応じて関係機関との連携、協働を強化するとともに、専門相談を充実させていきます。

外部評価実施結果: 報告書12ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>子ども家庭支援センター機能を強化し、各層のメンバーがサポートチーム会議を50回開催したことは、一応評価できるが、開催して、いかに目標を達成したか、その視点が必要である。分かりやすい指標に変更したほうがよい。</p>	<p>サポートチーム会議の開催は、「要保護児童・家庭の課題解決」に向けた第一段階ですが、長期の支援が必要なケースがほとんどであり、何をもって課題解決となるかも明確ではない性質のものであります。今後、新宿区子ども家庭サポートネットワークの調整機関の子ども家庭支援センターを中心に検討していきます。</p>
<p>全体像の中で、需要と供給がどうなっているのか、その満足度はどうなのか、その中で、今年度はどうなのか、という目標設定にしないと、分からない。</p> <p>たとえば、要保護家庭・児童がどのくらいあり、どう解決したのか、病児保育回数が何件あり、対応箇所、ファミリーサポート等をどう充実するのか、幼保一元化は今後どんなスケジュールで進め、各年度はどうするのか、といった具体的なものはどうか。</p>	<p>全体像の中で需要と供給の関係を分析したうえで目標設定ができる事業とできない事業があります。</p> <p>たとえば、要保護家庭の数は現在行政機関が関わっている数としてはつかめませんが、支援の届かない潜在している大きな課題のある部分の数は、一定規模の調査を行い推計でつかんでいくしかありません。そのような定点調査は現在行っていませんが、21年度に策定する後期次世代育成支援計画に向けて、20年度に次世代育成支援に関する実態調査を実施し、現在の施策に対する満足度、需要の把握等の現状分析を行います。そのうえで、21年度に区民の需要を反映できるよう、目標設定を行っていきます。</p> <p><u>次世代育成支援計画(後期)の策定 7,466千円</u> <u>子どもの生活や子育ての実態についてアンケート調査</u></p>
<p>サポートや保護といった事業は、何をもって問題解決とするのか、非常にむずかしいと思う。ある基準を設け、客観的な達成度評価が必要ではないか。</p>	<p>要保護児童・家庭への支援事業等は、各々の家庭の置かれている状況に応じて支援手法が異なり、中期的ないし長期的な支援プログラムを策定して実施しているため、客観的な達成度評価は実施していません。今後、新宿区子ども家庭サポートネットワークの調整機関である子ども家庭支援センターを中心に検討していきます。</p>
<p>病児保育・病後児保育など、仕事を休めない親を支援する事業展開が必要でないか。</p>	<p>病後児保育については、私立新栄保育園で在園児を対象に実施していた自主事業を14年度から区補助事業として本格実施し、16年度には区内2園目となる病後児保育室を私立原町みゆき保育園に開設しました。そして、20年度においても引き続き事業実施します。</p> <p>事業内容としては、病気の回復期にあつて集団保育の困難な期間に、保護者が勤務の都合上、家庭において育児ができない場合に、一時的に専用室にて保育を行うものであり、1日あたり4人を限度に専従の職員(看護師等)を配置しています。今後、高田馬場第一保育園や中落合第一保育園の整備計画でも開設を予定しています。</p> <p><u>私立認可保育所の整備 266,322千円</u> <u>高田馬場第一保育園と中落合第一保育園を建て替え、特別保育の一つとして病後児保育を実施</u></p>

外部評価実施結果:報告書12ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>病児保育・病後児保育など、仕事を休めない親を支援する事業展開が必要でないか。</p>	<p>一方、病児保育は、病気の「急性期」にあると診断された子どもの受入れを前提としていますが、医療機関併設型であっても、急性期にある子どもを受け入れ対象とする場合には、子どもの病状の急変時にも適切に対応できる体制づくりが不可欠です。また、現在の病後児保育であっても医師の診断に基づき、医療機関との連携・協力体制を十分に整えた保育園において、一定の目安(対応可能な症状や利用時間等を定めたガイドライン)のもと、保護者との協議のうえでも登園前からの体調不良児の預りが可能(病児・病後児保育事業実施要綱)です。</p> <p>以上のことから、病児保育事業の実施に関しては、病後児保育の利用状況や当該事業を行ううえでの財政的な措置、施設型や派遣方式型などの実施方法、運営主体、保護者の財政的負担等を考慮し、医師会とも十分に協議を重ねながら、検討していく必要があります。</p>
<p>児童館・学童クラブの利用が多いが、施設数がついていないようであり、効果が上がっているのか分からない。放課後子どもひろばとの関係など、どのように取り組むのか、工夫する必要がある。</p>	<p>学童クラブの需要増に対しては、学童クラブ室の拡張による定員増及び小学校内学童クラブの新設や、民間学童クラブへの助成による箇所数の増で対応しています。20年度も2箇所学童クラブ室の拡張を行うほか、21年度以降も小学校内学童クラブを増設していきます。</p> <p>学童クラブの利用が多い児童館は、児童館の本来機能が制限される状況になっていますが、20年度以降放課後子どもひろばを毎年6校ずつ新たに開設することで、小学生の居場所の選択肢は増えていきます。</p> <p>さらに、組織改正により20年度から「児童館事業」と「放課後子どもひろば事業」の主管が同一課になるため、より効果的な事業展開が可能となります。</p> <p><u>放課後子どもひろば 238,795千円</u> <u>20年度開設 6校</u></p> <p><u>学童クラブの充実 2,940千円</u> <u>学童クラブ事業委託準備経費(四谷第六小学校内)</u></p> <p><u>信濃町児童館等の整備と機能転換 836,883千円</u> <u>耐震補強工事にあわせ、学童クラブ室を拡張</u></p> <p><u>旧東戸山中学校の活用(子ども家庭支援センター等の設計) 9,052千円</u> <u>児童館機能をもった子ども家庭支援センターと学童クラブを整備</u></p> <p><u>西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用 616,638千円</u> <u>耐震補強工事にあわせ、学童クラブ室を拡張</u></p>

<p>外部評価実施結果: 報告書12ページ</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>幼稚園と保育園の連携・一元化の評価が、なぜ「A」なのか、分からない。いろいろな事業を実施するときは、通常、地域に理解を得よう働きかける。この一元化の事業も同様のことをしたまでであり、それをもって「A」とは言い難い。なぜ、「A」なのか、明確に示してほしい。</p>	<p>全国レベルで幼保連携・一元化を捉えた場合、様々な視点から議論がなされ、各自治体の取組みが行われています。新宿区では、区として掲げる「幼保連携・一元化の理念」を実現すること、区立幼稚園の適正規模化や保育園待機児童の解消を図ることを目的として、「幼稚園と保育園の連携・一元化」を進めてきました。</p> <p>こうした区の掲げる理念が、制度設計上、十分に反映できたか、適正規模化や待機児童の解消を図ることができたか、そして、保護者や地域に十分な理解が得られたかが、評価のポイントと判断しています。</p> <p>なぜ、「A」評価なのかという点については、全国レベルでは様々な子ども園のつくりこみがある中で、四谷子ども園については、教育再生会議をはじめ、文部科学省、厚生労働省、全国の各自治体、教育機関等からの視察も相次ぐ状況にあり、条例・事業内容等、その制度設計の内容は、多くの自治体で参考とされる等、リーディングケース・スタンダードモデルとして高い評価を得るレベルでの制度設計を行えたこと、子ども園の開設にあたっては、区の掲げる理念を十分にご理解いただいたうえで、従来を上回る多くの方から入園の申込みをいただくなど、客観的にその状況が確認できたことから、「A」評価としたところです。</p> <p>20年度以降、「幼保連携・一元化の推進」の事業については、(仮称)西新宿子ども園や愛日幼稚園・中町保育園の子ども園化を計画していますので、引き続き、事業の意図する成果が十分に達成できるよう工夫していきます。</p>

施策22:防災都市づくり

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書101ページ

所管部(局)名: 区長室・企画政策部・地域文化部・環境土木部・都市計画部
施策の目的
建築物の不燃化、耐震化の促進及び道路や広場の整備等により、都市防災機能の向上を図るとともに、総合的な治水対策の推進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
施策を構成する計画事業と内部評価
都市防災機能の向上 B 百人町三・四丁目地区の整備推進 B 百人町三・四丁目地区の道路・公園整備 B 水位警報装置の改良 B 歌舞伎町対策の推進 B 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 A(事業の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの) 安全・安心な建築物づくり B 建築物等耐震化支援事業 B 道路・公園擁壁等の安全対策 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
<p>防災上危険な状況にある老朽化した木造の建築物が密集する密集市街地の改善は、全国的にも大きな課題となっています。しかし、密集市街地は一般的に、狭隘な道路や行き止まり路が多いなど道路、公園の公共施設が十分でなかったり、敷地規模が狭小で借地・借家が多い等、土地建物に関する権利関係が複雑であったり、また地区内の居住者の高齢化が進んでいるなど自力での建替えが進みにくい状況にあります。こうした状況の中で権利者の合意により若葉3-2地区で共同化による建替えが進んでいます。</p> <p>百人町三・四丁目地区では、公園整備方針に基づき、順次ポケットパークの整備が進んでおり、公共空間の確保による居住環境整備と防災性向上が図られています。</p> <p>防災の基本は、自らのまちは自らが守るという「自助、共助」の考え方があり、防災まちづくりにあっては住民が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながらまちづくりに取り組むことが求められています。このため、住民主体のこうした取り組みに対し公共からの支援を有機的に組み合わせることが有効です。平成18年度には新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区が7地区増えました。これは新宿の防災都市づくりに向け大きな推進力となるものです。</p> <p>耐震化支援事業では、事業が年度途中に実施され周知が十分でなかったことや期限を区切った募集を行ったため区民が十分な検討を行えず応募を控えたこと等により数値的成果を十分には上げられませんでした。</p>
施策の今後の取組み・改革の方針
<p>防災都市づくりを推進する上で、防災上危険な密集市街地の整備は最も重要な課題の1つです。しかし、広範囲に分布する密集市街地を全面的に更新していくことは、財政上、実態上困難です。今後は都市構造の観点から、必要な延焼防止機能や避難機能を確保すべき地区を抽出した上重点的に整備していきます。</p> <p>耐震化支援事業は、耐震改修促進計画を踏まえて拡大・充実を検討する一方、区民への周知方法や募集の方法等についても検討していきます。</p>

外部評価実施結果:報告書14ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>木造住宅密集地区における老朽木造住宅の建替えや道路・公園等公共施設の整備、及び地区計画等による道路・公園等の整備にかかる成果指標が取り上げられていないが、施策の成果指標の設定として適切か。規制と誘導によるまちづくりは、時間を要することだが、目標水準として中長期的な将来目標を見せ、区民に分かりやすくすべきである。</p>	<p>木造住宅密集地区整備促進事業では、国事業として事業延伸を行う際に、地区内の建物等の調査を行い不燃領域率や費用対効果等を指標として事業再評価を行っています。不燃領域率は、概ね5年ごとの調査で明らかになるため、中長期的な目標として示すようにしていきます。</p>
<p>「百人町三・四丁目地区の整備推進」「百人町三・四丁目地区の道路・公園整備」の2事業では、20%に相当する土地を道路用地や公園用地として区が買収しているが、他の地域にも細街路がたくさんあり、密集地域もある。広域避難場所としての機能強化を図るとのことだが、優先して取り組む必要性、何を狙っているのかについて、区民に分かりやすく説明すべきである。</p>	<p>当地区は、昭和47年に地区の一部が災害対策基本法に基づく東京都の地域防災計画により広域避難場所に指定されています。その他の広域避難場所としては、区の周辺部に、新宿御苑や明治神宮外苑地区、迎賓館一帯、後楽園一帯などの地区が新宿区の広域避難場所となっています。区の中心部にある百人町三丁目地区では、地区外からの避難者を受け入れる地区として、建物、道路、池等を除いた面積で、収容人員一人当たり1㎡以上の面積を確保する必要から、また、避難者の安全を考慮し、特に優先的に道路・公園の整備を行ってきたものです。このような事業の意義や全体計画について、区民に分かりやすく説明しながら、道路・公園の整備に取り組んでいきます。</p> <p>百人町三・四丁目地区の住宅市街地総合支援事業は平成20年度で終了しますが、今後のまちづくりについては、事業の必要性、目的等に分かりやすく説明することを心がけていきます。</p>
<p>最優先すべき課題は、住宅の耐震化と思う。政府は2008年度から耐震改修補助率を15.3%から23.0%にアップする方針という。新宿区においても、耐震補助事業に全力を入れるべきである。また、防災都市づくりの事業には位置づけていないが、地震で倒壊が懸念されるブロック塀を生垣に変更する支援事業は、ほとんど進捗していない。区内にはブロック塀が非常に多く、さらに、新設も見受けられる。以上の視点から、目標設定が適切とは言えないのではないか。</p>	<p>18年度から、耐震補強工事に対する助成制度を開始し耐震化の支援を拡充しました。20年度は、簡易補強工事に対する助成や高齢者・障害者に対する耐震シェルター・耐震ベッド設置助成など、住宅建築物等の耐震化支援策のメニューをさらに充実していきます。また、緊急避難道路沿いの特定建築物に対する耐震診断助成などの耐震化支援策も拡充する予定です。19年度末に「耐震改修促進計画」を策定します。この計画で、27年度までに、木造及び非木造住宅の耐震化率を90%に引き上げることを目標とします。この目標達成に向けて、ハザードマップ等を活用した耐震化の意識啓発と耐震化支援策の利用促進に取り組んでいきます。</p> <p>建築物等耐震化支援事業 193,999千円 住宅建築物等の耐震化支援策のメニューを充実</p>

外部評価実施結果:報告書14ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>最優先すべき課題は、住宅の耐震化と思う。政府は2008年度から耐震改修補助率を15.3%から23.0%にアップする方針という。新宿区においても、耐震補助事業に全力を入れるべきである。また、防災都市づくりの事業には位置づけていないが、地震で倒壊が懸念されるブロック塀を生垣に変更する支援事業は、ほとんど進捗していない。区内にはブロック塀が非常に多く、さらに、新設も見受けられる。</p> <p>以上の視点から、目標設定が適切とは言えないのではないか。</p>	<p>ブロック塀を生垣に変更することは、防災面から重要ですが、18年度の実績が4件30mであるなど、必ずしも順調に進んでいない現状にあります。</p> <p>また、近年は、防犯上の理由から住宅外周部にブロック塀を設置するケースが増えています。このため、区民に対して、生垣が防災面や環境面に優れ、防犯上も有効であることをホームページ等を活用して積極的に広報し、生垣の普及を図っていきます。</p> <p>なお、このほかにも、「緑化計画書制度」により、18年度は約5,300mの接道部緑化を誘導しました。</p>
<p>この施策の目的は、建築物の不燃化や耐震化の促進等であるので、たとえば、住宅の耐震化率や木造住宅密集地区における老朽木造建物棟数率、耐震補強工事事件数等、その目的にふさわしい的確な成果指標を設定すべきである。その成果指標は、中長期的な目標がある場合は、それを示した上で、それを実現していくために一定期間の目標を示すというような、施策の将来像・全体像が区民にとって容易に分かるような設定方法とすべきである。</p>	<p>19年度末に「耐震改修促進計画」を策定します。この計画で、27年度までに、区内の木造及び非木造住宅の耐震化率を90%、民間特定建築物を90%～100%、さらに、区有施設についても100%に、それぞれ引き上げることを目標とします。この計画を公表し、区民に周知していく予定です。また、成果指標については、よりふさわしい設定を検討します。</p>
<p>事業手法として、共同建替えなどによる不燃化は進んでいない。「都市防災機能の向上」の取組みとして、地区計画制度や新防火地域制度等のまちづくり手法による不燃化の促進を検討するとのことであるが、成果が期待できるのか疑問である。</p>	<p>現在検討中のいわゆる新防火地域制度は、東京都建築安全条に基づく新たな防火規制で、「防災都市づくり推進計画」で定める整備地域や、その他の災害時の危険性が高い地域で都知事が指定する区域が規制区域となります。規制の内容は、現状の「準防火地域」が、延べ面積500㎡又は3階以上を準耐火建築物、延べ面積1,500㎡以上又は4階以上を耐火建築物としているのに対し、区域内のすべての建築物を準耐火建築物以上の性能とし、延べ面積500㎡又は4階以上では耐火建築物となるため、確実に不燃化が促進されます。</p>
<p>建築物等耐震化支援事業について、改革方針に示されているとおり、周知方法や募集方法等について、より一層の改善が必要である。</p>	<p>19年度から事業助成の募集方法について、公募から随時募集に改めました。耐震化支援事業の周知啓発について効果的・効率的に行っていくため、地域・関係団体による耐震化推進組織を立ち上げていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書14ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>この施策の目的は、建築物の不燃化や耐震化の促進等であるので、その効果的な促進のためには、老朽木造住宅の所有者等による不燃建替えや共同建替え、耐震補強等の事業の実施が必要となり、区民の施策に対する十分な理解と協力が欠かせない。建築なんでも相談会などで周知・普及を図っているとのことだが、これらの事業があまり進んでいない現状が見られるので、区民のこれら事業への主体的な参加とまちづくりへの協働を促すための一層効果的な方策を講ずるべきである。</p>	<p>19年度は、建築物の耐震化の必要性を周知するため、パンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」約20万部を新聞折込により配布しました。20年度は、簡易補強工事に対する助成や高齢者・障害者に対する耐震シェルター・耐震ベッド設置助成など、住宅建築物等の耐震化支援策のメニューをさらに充実していきます。また、緊急避難道路沿いの特定建築物に対する耐震診断助成などの耐震化支援策も拡充する予定です。さらに、耐震化支援策を効果的・効率的に行っていくため、耐震化の周知啓発について、区報・各種イベント・地域団体等の協力や関係団体との耐震化推進組織を立ち上げ連携を深めていきます。</p> <p>共同建替え事業については、19年度は具体の建替えを支援しており、新たな地区においても、まちづくり相談員を派遣し、勉強会や意見交換会を開催し、まちづくりの初動期対応を行っています。そのほか、都心共同住宅供給事業については、区広報紙に掲載し周知していますが、今後もさまざまな機会を捉えて事業の周知に取り組んでいきます。</p> <p>建築物等耐震化支援事業 193,999千円 住宅建築物等の耐震化支援策のメニューを充実</p>
<p>区の防災都市づくりのコンセプトは、市街地再開発事業、地区計画、住宅市街地総合整備事業などを積極的に支援して、建物の耐震化・不燃化、道路の拡幅、広域広場の確保などの実現を目指しているように見受けられる。このため、それぞれの事業には莫大な補助金を交付している。まず、どの事業にいくら補助をしたのか、区民に示すべきである。</p> <p>そして、これらの計画を持たない地区の建物の耐震化や不燃化の促進に、区はどのように寄与するのかを示すべきである。</p>	<p>市街地再開発事業については、年度ごとの決算により、補助金を含め、事業に要した経費を地区別にお示ししていますが、地区計画は都市計画として地域の合意形成によりまちづくりのルールを定めていく事業であり、補助金の執行はありません。事業内容は、地区計画策定に向け必要な調査等を区が行うことでまちづくりを支援しています。一方、住宅市街地総合整備事業は、国の補助金を受け、都や区が事業主体となって行う事業で、道路や公園、都営住宅の建替え等を、それぞれの施設管理者として整備を行っています。</p> <p>また、これらの計画を持たない地区の建築物の耐震化については、19年度末策定の「耐震改修促進計画」で建築物等耐震化支援事業の周知方法等を位置づけ、区報・各種イベント・地域団体等の協力を得るなど、効果的・効率的に行っていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書14ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>総合評価がBとなっているが、木造住宅密集地区における共同建替え事業や建築物等耐震化支援事業等、十分な成果をあげていない事業があることから、客観的な評価に今後一層努めるべきである。順調に進捗しているとは言えず、内部評価結果は甘いと考える。</p>	<p>木造住宅密集地区整備促進事業や建築物等耐震化支援事業は、都市計画手法により街区単位で整備する事業とは異なり、地域住民の生活様様を維持しつつ、個別の建物や敷地単位で防災性を高めていく事業であり、区民主体の取り組みを支援する事業でもあります。このため、都市計画手法により行う事業と比べ、その波及効果が目にみえるかたちで現れるには、極めて時間がかかるものです。</p> <p>このような状況にあっても、木造住宅密集地区整備促進事業では若葉3 - 2地区で共同建替えが実現し、また建築物等耐震化支援事業では、今後の耐震改修につながる予備耐震診断で一定の成果があがるなど、地域の不燃化・耐震化の誘導に成果が見られるため、総合評価をBとしたものです。</p> <p>今後は、19年度末に策定する「耐震改修促進計画」で耐震化率について目標を定めて、耐震化支援策のメニューを充実していくこととしており、耐震化率の伸びにより耐震化の進捗状況を評価するなど、客観的な評価に努めていきます。</p>

施策23:地域ぐるみの防災体制づくり

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書103ページ

所管部(局)名: 区長室・総務部・福祉部・教育委員会事務局ほか
施策の目的
減災社会の実現に向け、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という視点に立ち、区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分かち合い、災害に強いまちづくりを地域ぐるみで協働することができる体制づくりを推進することで、災害時における区民の生命、身体、及び財産を災害から保護します。
施策を構成する計画事業と内部評価
多目的環境防災広場の確保 D(目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの) 防災ボランティアの育成 B 避難所等の震災対策 A(事業の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの) 災害対策用各種水利の確保及び充実 B 避難所機能の充実 B 災害情報システムの更新 B 職員防災住宅の整備 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
<p>多目的環境防災広場は、未達成の5地域について用地の確保に努めてきましたが、8年度以降用地の確保が困難になってきています。</p> <p>防災サポーターは防災アドバイザーと避難所情報ボランティアの統合後の活動を通じて両者の間に一体感が生まれ始め、区民に対する防災意識の普及手段としては効果が期待できます。</p> <p>第一次避難所となる区立小・中学校の校舎・屋内運動場では、平成17年度から3か年で計画していた耐震補強工事を前倒しで実施し、避難所としての安全性を高めてきました。第二次避難所となる幼稚園・福祉施設の耐震対策は、緊急性・必要性を総合的に判断して、可能な限り実施時期を前倒しすることで整備を行っています。</p> <p>各種水利の確保は順調に進められ、災害時消火用水・生活用水は概ね充足されました。</p> <p>避難所の運営管理は順調に進んでおり、今後も継続させていくことが妥当といえますが、避難所運営管理協議会の開催は、全ての協議会について年1回以上の開催を実現したいと考えます。</p> <p>職員防災住宅は、職員の施設から区民のために機能する施設への転用の第一歩として、区の防災施策に寄与します。</p>
施策の今後の取組み・改革の方針
<p>多目的環境防災広場の用地取得は難しいため、今後は富久町公務員宿舎跡地に予定されている区立公園を防災広場として活用し、地域の防災体制を強化します。防災サポーターには図上訓練・ワークショップなどの研修を行うことでスキルアップを図り、地域活動の場を広げていきます。耐震補強工事が未整備の小・中学校は、19年度末までに工事を完了させ、福祉施設では、緊急性・必要性の高い施設から改修を行います。小型防火貯水槽は概ね充足したため、新規設置は18年度で終了します。</p> <p>災害時の避難所運営を安定したものとするため、年2回開催する地域防災会議で避難所運営管理協議会の必要性を十分に説明し、すべての協議会で年1回以上の定例的な開催を促進し、持続的な活性化を図ります。なお、備蓄倉庫が建物内に整備できていない避難所については引き続き代替策を含め検討します。職員防災住宅は勤務時間外の災害発生の際に活動する災害対策要員の確保に努めます。</p>

外部評価実施結果:報告書16ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>この施策の目的は、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という視点に立って、地域ぐるみで協働できる体制づくりであるので、今後一層、区民や事業者の主体的な参加と行政との協働を求めるための効果的な方策を講じて、実効ある防災体制づくりを確保すべきである。</p> <p>地域、社会福祉協議会、区の連携についても、分かるようにしてほしい。</p>	<p>地域ぐるみで協働できる体制づくりとしては、20年度に新たに実施するまちあるきを中心とした発災対応型訓練及び各避難所と地域本部との間での情報伝達訓練を取り入れ、自分の周囲で起こる災害状況に具体的に対応できる訓練を行い、防災体制づくりにおいて実効あるものとなるようにします。</p> <p>また、第一次実行計画において、地域防災無線のデジタル化に引き続き、同報系防災無線機器のデジタル化及び防災区民組織に防災ラジオに代わる一斉情報配信システム用戸別受信機の配備を進めます。</p> <p>社会福祉協議会は災害時にボランティアとの連携については、ボランティアを通じてということになりますが、防災サポーターが防災区民組織への係わり方を構築する中で深めていきます。</p> <p><u>災害訓練 12,978千円</u> <u>発災対応型訓練等の実施</u></p> <p><u>災害情報システムの整備 2,772千円</u> <u>同報系防災無線機器のデジタル化等</u></p> <p><u>災害時要援護者対策の充実 41,909千円</u> <u>災害時要援護者一人ひとりの避難支援プランの作成</u></p>
<p>地域に根ざした担い手づくりができているか。区民、地域ベースでの防災対策を実行しているなら、きちんと記述してほしい。</p>	<p>地域に根ざした担い手づくりとして、災害時に地域住民が協力して初期消火や救出救護活動等に当たることを目的に、自主防災組織として町会を母体とした防災区民組織を202団体結成しています。この防災区民組織を第一次避難所ごとに避難所運営管理協議会を45協議会結成し、避難所の自主運営管理が円滑に行われるよう、地域ベースでの防災対策として整備しています。避難所運営管理協議会は年1回以上開催し、備蓄物資や避難所での運営態勢等を確認して避難所運営管理マニュアルを見直すようすすめています。</p> <p>また、56人の防災サポーターが、地域防災協議会や避難所運営管理協議会へ出席し、防災区民組織とのつながりを深めています。</p>

外部評価実施結果:報告書16ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>防災サポーターの活動体制が地域に認知されていないのではないか。防災サポーターと町会の防災部とのつながりや避難所運営管理協議会、防災区民組織とのつながりなど、地域ぐるみの防災体制をどのようにつくりたいとしているのか、分かりやすく示してほしい。</p>	<p>防災サポーターは、現在56人の登録があり、地域防災協議会や避難所運営管理協議会へ出席し、防災区民組織とのつながりを深めています。防災訓練では、参加住民に対し防災資機材の操作指導や説明などを行い、活動体制の地域への認知を図っています。</p> <p>今年度、13人の防災サポーターがより高度な防災知識をもつ防災士資格を取得し、地域での活動を行ううえで大いに役立つと考えます。この資格を生かして、防災サポーターが防災区民組織を育成できるような体制づくりを進めていくとともに、ふれあいフェスタ、神楽坂防災ふれあい広場等、区民が多く参加するイベントに参加し、防災意識普及啓発活動を行うことにより、区民の認知度を上げていきます。</p>
<p>区の防災住宅に住んでいる職員が、どんな責務を負っており、災害時にどんな役割を果たすのか、明確にすべきである。</p>	<p>職員防災住宅居住職員は、災害対策要員となっています。</p> <p>災害対策要員としての役割は、被災直後に機動的に対応するために、災害対策要員としての具体的な活動の教育や訓練等を月に1回程度実施しています。</p> <p>さらに、特別出張所の管轄にある10地域本部に災害対策要員を3人配備しており、発災時にはいち早く地域本部に参集し、初動態勢を迅速にできるよう対応しています。</p> <p>災害対策要員が迅速に職務を遂行できるよう、装備品等の充実を図ります。</p>
<p>この施策の目的は、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という視点に立って、地域ぐるみで協働できる体制づくりであるので、いざ大規模な災害が発生した場合に、その体制が実際に機能できるものであるのかということに着目した成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標の設定のしかたに客観性が担保されていないのではないか。</p> <p>予算措置がなされ、実現の見込みがある事業の件数が成果指標の目標水準としているようで、あるべき整備の姿が見えてこなく、それで十分なのかどうか不明で、区民にとって分かりにくい。</p>	<p>地域ぐるみで協働できる体制づくりとしては、いかに避難所運営管理協議会を活性化させていくか、という視点が欠かせません。災害時には避難所運営管理協議会の持つ役割が大きなウェイトを占め、平常時における会議・訓練の回数や内容により混乱の少ない運営につながります。</p> <p>このため、成果指標は会議・訓練の回数を計上することが中心となり、内容についてはどのような訓練をしたか、を記録することにより、成果指標とします。</p>
<p>災害用トイレの設置の目標水準について、50箇所とは、第一次避難所に設置という趣旨であるならば、それが分かるように記述してほしい。また、1箇所あたり5穴程度とのことだが、被災地の状況から判断して十分と考えているのかどうか疑問である。</p>	<p>第一次避難所及び広域避難場所に整備しています。</p> <p>下水道利用型トイレとしては、5穴程度が標準と考えます。</p> <p>今後改築する学校については、施設内のトイレを通常時、災害時兼用のトイレとして整備するよう、関係部署と協議を進めています。</p>

外部評価実施結果:報告書16ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>防災サポーターの目標水準を60人とする根拠を示してほしい。もっと多くの人材を確保する必要があるのではないか。</p>	<p>防災サポーターは、設立当初、各避難所に1～2人程度が派遣できるように60人を定員と決めました。現在は平時の防災意識普及啓発活動に重点を置いており、各特別出張所を5つのブロックに分け、地域に根ざした活動を行っています。防災サポーターは一般的な防災ボランティアではなく、地域の防災リーダーとして防災区民組織を活性化させていく活動をめざしています。そのため、人数を確保することよりも、防災士資格の取得などにより、その資質のさらなる向上を図ることで地域への貢献を図っていきます。</p>
<p>避難所運営管理協議会の開催をもって、避難所機能の充実の進捗を検証できる理由を示してほしい。</p>	<p>避難所運営管理協議会は年1回以上の開催を基本としており、区からの情報提供を行うだけでなく、区民の避難所に対する要望についての検討や、避難所運営管理マニュアルの見直し等を行っています。</p> <p>また避難所運営管理協議会をベースに防災訓練を行い、反省点等を踏まえ、避難所機能の向上を図っています。マニュアルに基づいた訓練を行い、反省点をフィードバックすることは今後の避難所運営においても有益であり、現行の避難所機能の不足な部分を検証することが可能です。</p> <p>今後も避難所運営管理協議会の年1回以上の開催を進め、避難所機能の整備に努めていきます。</p>
<p>多目的環境防災広場の確保は、事業手法や目標設定は適切か。休廃止ということであるが、改革方針に代替案を示してほしい。</p>	<p>当初、多目的環境防災広場の目標水準は各特別出張所ごとに1箇所ずつ、合計10箇所でしたが、8年度以降、5地域において100㎡程度の多目的環境防災広場としてのスペースを持つ土地がないため設置できていません。</p> <p>19年度、富久町公務員宿舍の跡地を購入し、防災公園としての整備を進めていますが、今後も適地があれば防災活動の拠点整備を進めていきます。</p>
<p>小中学校の統廃合により避難所が減少する地域にあっては、その不足機能を補う方策として、どのように取り組んでいるかを示し、区民が不安を抱くことがないようにしてほしい。</p>	<p>四谷地区においては、四谷第四小学校が統廃合されましたが、区民からの要望により第一次避難所として存続しているケースがあります。第一次避難所として存続させるには、給水設備の整備や体育館などの避難場所が確保されていることなど、避難所機能を有し続けるよう整備する必要があります。</p> <p>統廃合となった学校が、福祉施設などに転用された場合は、体育館がなくなるなど、第一次避難所としての機能がなくなってしまうため第一次避難所としては使用できませんが、第二次避難所としての指定は可能です。</p> <p>統廃合が行われる場合は、事前に該当の地域防災協議会で避難所利用について説明し、避難所利用町会と調整を行い、区民の不安解消に努めていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書16ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>避難所運営管理協議会の開催や活動状況が低調なところが少なくないので、いざ発災のときに、円滑に避難所が運営されるよう、訓練等を含め協議会活動を活発化させるための方策を講ずるべきである。</p>	<p>避難所運営管理協議会の活性化は、避難所の自主運営という観点から重要課題のひとつであり、各避難所運営管理協議会の事務局である特別出張所とともに年1回以上の開催を進めています。低調なところにあっては避難所利用町会の意識の向上を図ることが不可欠であるため、防災リーダー講習会、防災講演会、資機材講習会などにより防災意識の普及啓発を図っていくとともに個別に各防災区民組織等の防災相談を行うなど、活性化のサポートに努めています。</p>
<p>第一次避難所の耐震化は順調に進んでいるようであるので、次は、第二次避難所の耐震化を、福祉施設を中心として計画的に進めるべきである。</p>	<p>第二次避難所の耐震化については、第一次避難所に次いで、計画的に進めており、20年度に2施設(信濃町児童館・西落合児童館)の耐震補強工事を予定しています。</p> <p>その結果、20年度末で耐震化が必要な施設は、2施設(大久保児童館・高田馬場福祉作業所)となります。両施設は、第一次実行計画において、それぞれ改築計画等で対応していきます。</p> <p><u>信濃町児童館等の整備と機能転換</u> 836,883千円</p> <p><u>西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用</u> 616,638千円</p>
<p>第一次避難所の耐震工事を済ませたことは評価できるが、その他の事業は、区民に安心感を与えるほど実績をあげたとは言えないので、施策の総合評価がBとは言えないのではないかと。</p>	<p>防災訓練への参加については、17年度は11,582人の実績でしたが、18年度は11,833人となり、徐々に増えてきています。第一次避難所で実施する総合防災訓練の内容についても、医師会と災害医療派遣チーム(DMAT)の連携による訓練や麺類協同組合など新たな団体の参加、医師会・歯科医師会による医療訓練、発災対応型訓練など住民に安心感を与えるような取り組みをしてきました。このほかにも榎地区においてワークショップ形式による復興模擬訓練を5回実施し、被災したまちの復興について学習したり、大久保地区においては外国人と共に行う多文化防災訓練を17年度に引き続き実施しました。</p> <p>防災サポーターについては、防災アドバイザーと避難所情報ボランティアを17年度末に統合し、18年度は平常時も災害時も活動できるような体制に整備し、防災サポーターの活動を多くの人に知ってもらうことで活性化させています。</p> <p>防災区民組織の拡大については、大規模集合住宅に対して区の実情を説明し、できるだけ、既存の防災区民組織とコミュニケーションを深めるような体制づくりをしてきました。</p> <p>こうした点を踏まえ、総合評価をBとしました。</p>

施策26:みどりと水の豊かなまちづくり

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書109ページ

所管部(局)名: 環境土木部
施策の目的
みどりの保全と創出を図るとともに、生き物が生息できる環境の回復と水辺の整備を進めることによつて、都市と自然が共生したうるおいとやすらぎのある空間の形成を目指します。
施策を構成する計画事業と内部評価
公共施設の緑化・民間施設の緑化 B 安心のみどり整備 D(目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの) みどりの保全 B 新宿りっぱな街路樹運動 B アユが喜ぶ川づくり B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
<p>本施策は、みどりの保全と創出を図ると共に、生き物が生息できる環境の回復と水辺の整備を進めることにより、自然との共生を図ると共に、うるおいと安らぎのある空間をつくることを目的としています。</p> <p>公共施設の緑化としては、区立小中学校での多様な緑化や庁舎等の壁面緑化を実施し、街路樹については、街路樹管理指針に従い、今後の街路樹のあり方を見据えた管理を始めました。</p> <p>民有地の緑化では建築行為や開発に際しての緑化誘導、保護樹木制度による支援などを行い、既存樹木の保全と新たなみどりの創出に努めました。生垣助成については、防犯上の観点から生垣の整備が思うように進みませんでした。更なるPRに努めていきます。</p> <p>水辺空間の整備については、河川公園整備に向けて関係機関と協議を進めました。</p> <p>平成17年度に実施した新宿区みどりの実態調査(第6次)の結果では、区内の緑被率は前回平成12年度の調査と比べて実質的には0.32%の減少となりました。区では様々な施策に取り組みその効果は着実に現れていますが、今あるみどりを残し、新たに創出する一方で、開発によって失われるみどりの方が大きいために、区のみどりの総量は漸減しているといえます。</p>
施策の今後の取組み・改革の方針
<p>新宿区みどりの実態調査(第6次)の結果から、区のみどりは漸減していることがわかりましたが、これは草地が大幅に減少したことによるもので、樹木・樹林と屋上緑化面積は前回調査時よりも増えています。また、緑被率の増減を地域別に見ると、落合地域や笹笹・榎地域などの住宅地のみどりが減少していることがわかりました。平成19年度に実施する新宿区みどりの基本計画の改定の中で、みどりを守り、増やすための更なる有効な施策を検討していきます。</p> <p>また、水辺空間の整備については、関係機関との協働のもと、具体的な施設整備の実施に取り組んでいきます。</p>

外部評価実施結果:報告書18ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>「七つの都市の森」というまとまったみどりはあるが、その他のみどりをどうしていこうと考えているか、量と質のバランスもむずかしいと思うが、施策の目標を示して取り組むべきである。</p>	<p>「新宿りっぱな街路樹運動」として、街路樹を都市の緑の骨格として位置付け、街路樹のある路線ごとに管理方針(目標樹形)を定め、取り組みを進めてきました。今後は「七つの都市の森」を結ぶみどりの回廊として、街路樹を緑量豊かで魅力あるものとする取り組みを進めていきます。</p> <p>また、みどりの総量として、区内の緑被率を、現状の17.47%から将来目標25%の実現に向けて、「樹木、樹林の保護助成」や「空中緑花都市づくり」など様々な施策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、「七つの都市の森」の充実に向けて、「区民ふれあいの森の整備」や、地区計画等のまちづくり制度の活用等に取り組んでいきます。</p> <p><u>空中緑花都市づくり 4,600千円</u> <u>建築物の屋上や壁面などの緑化を「空中緑花」と位置づけ、新たな助成制度を創設</u></p>
<p>内部評価の成果指標に示されているものは、目標に向かって取り組む事業の水準であり、手段にすぎない。区の特長や強い区民ニーズから、みどり創出の成果指標を設定し、大胆な目標水準を掲げて、大々的なみどり創出事業を推進すべきである。たとえば、緑被率やCO₂など、施策全体の目標を示すべきである。緑被率の調査が5年に1度だとしても、行政評価の見せ方など工夫してほしい。</p>	<p>緑被率について、29年度末までに18.5%に、将来は25.0%に向上させるという目標に向けて、さまざまな施策に取り組んでいきます。20年度は「屋上、壁面緑化の助成」を新たに行うほか、「区民ふれあいの森の整備」にも取り組みます。</p> <p>CO₂を指標にすることについては、地球温暖化防止の観点からの意義はありますが、一つの検討課題と考えます。</p> <p>なお、総合計画で成果指標として掲げている「緑被率」(5年毎に調査)を、行政評価においても参考として載せる等、分かりやすい見せ方を工夫していきます。</p>
<p>各事業の目標水準について、根拠が分かるように示してほしい。</p>	<p>各事業の目標水準の根拠については、根拠の内訳を極力示すようにしていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書18ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>今ある樹木を減らさないという決意が感じられない。</p>	<p>今ある樹木を減らさないという意気込みで取り組んでいきたいと考えています。 このため、20年度から保護樹木について、緊急時(災害による枝折れなど)の維持管理助成枠を拡大するほか、所有者に対して指定の働きかけを強化するなど施策の充実を図っていきます。 また、「七つの都市の森」の充実に向けて、「区民ふれあいの森の整備」や、地区計画等のまちづくり制度の活用等に取り組んでいきます。</p> <p><u>区民ふれあいの森の整備 3,362千円</u> <u>おとめ山公園に隣接する公務員宿舎の用途廃止後の跡地を取得して、おとめ山公園とあわせた「区民ふれあいの森」として整備</u></p> <p><u>樹木・樹林等の保護 8,958千円</u> <u>災害による枝折れなど緊急時の維持管理助成を実施</u></p>
<p>「公共施設の緑化・民間施設の緑化」の改革方針に、「屋上、壁面緑化の助成制度を検討する」とあるが、屋上、壁面緑化に限らず、より広くヒートアイランド対策として高反射塗料やドライミストなども含めてはどうか。予算の制約があるなら、高反射塗料の事業者をあっせんするということも考えられる。緑化より維持が簡単でヒートアイランド対策になるのではないか。</p>	<p>新宿区第一次実行計画において、20年度から「空中緑花都市づくり」で、屋上緑化・壁面緑化の助成を、また、「地球温暖化対策の推進」で、みどりのカーテン普及事業を新たに位置づけて、取り組んでいきます。 また、高反射塗料についても、19年度に、新宿御苑周辺などの区道において実施したところです。 今後これらの効果も見ながら、ご提案の高反射塗料の助成等について検討していきます。</p> <p><u>空中緑花都市づくり 4,600千円</u> <u>建築物の屋上や壁面などの緑化を「空中緑花」と位置づけ、新たな助成制度を創設</u></p> <p><u>区民の省エネルギーへの取り組みの促進・支援 19,878千円</u> <u>みどりのカーテン普及事業を実施</u></p> <p><u>区が率先して取り組む地球温暖化対策 13,799千円</u> <u>区の公共施設を活用した雨水利用の促進や、伊那市での森林保全等を支援するカーボンオフセットの仕組みづくりなどに取り組む</u></p>
<p>民有地のみどりの保全と創出が重要となっているので、区民や事業者との協働を誘導・促進するための有効な方策を講ずるべきである。たとえば、保護樹木は申請を待つのではなく、積極的に働きかけるよう、手法を見直すべきである。</p>	<p>区民や事業者と協働して、民有地のみどりの保全と創出を図ることは重要であると考えています。 保護樹木については、所有者に対して指定の働きかけを強化するなど、施策の充実を図っていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書18ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>失われる緑がある一方で、緑化を推進する取り組みをすることにより、トータルで緑被率が年々低下している状況であるので、総合評価がBとなっているが、甘いのではないか。</p>	<p>緑被率を12年度と17年度を比較すると(9㎡以上抽出)、17.36%から17.04%へと減少しましたが、 ・大規模なゴルフ場や都営住宅敷地の草地、造成地内の草地を今回の調査では裸地としたこと ・山手通り、明治通りの街路樹が拡幅により一時撤去されていたこと 等が主な減少の理由です。 一方、樹木・樹林、屋上緑化、壁面緑化の面積及び生垣の延長は、いずれも前回調査よりも増加しており、これは、「緑化計画書制度」、「みんなでみどり公共施設緑化プラン」及び「空中緑花都市づくり」などの緑化施策の効果が現れてきたためと考えられます。 これらを考慮すると総合評価はBが適当であると考えます。</p>

施策29:清潔で美しいまちづくり

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書115ページ

所管部(局)名: 環境土木部・都市計画部
施策の目的
「ポイ捨て防止」の意識改革と美化活動の充実、「路上喫煙禁止」のPRとパトロール、豊かな生活環境や地域活性化のための良好な景観形成により、区、区民、事業者が役割分担しながら、相互に協力して清潔できれいなまちづくりを進めます。
施策を構成する計画事業と内部評価
路上喫煙対策の推進 B ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進 B 新たな景観まちづくりの推進 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
<p>本施策は、ポイ捨てによるごみの散乱や路上喫煙がなくなるように啓発活動やルールづくりを積極的に推進するとともに、駅周辺地区を中心に環境美化・環境衛生対策の充実を図り、また、地域の美化活動としてゴミゼロ運動を全区的に広げていくことを目指しています。</p> <p>ゴミゼロの日の参加団体数は着実に増えてきています。また、歌舞伎町や大久保地区等では、地元事業者や多くのボランティアが参加するクリーン作戦活動が、持続的に展開されています。このように、区民や事業者の美化に対する意識は浸透しつつあり、参加と協働の取り組みも整いつつあるものと評価しています。来街者のポイ捨てや路上喫煙禁止についての意識もだいたい向上し、効果は出てきていますが、繁華街のごみやタバコのポイ捨ては、必ずしも減っていません。</p> <p>また、路上喫煙に対する苦情も少なくありません。そのため、引続き、区・区民・事業者が、協働して美化活動を展開し、快適なまちづくりを推進していく必要があります。</p> <p>景観計画の方向性については、景観まちづくり審議会からの答申を得られたことから、景観計画を策定するための準備は概ね整ったと考えられます。今後は、景観行政団体になり、景観計画を策定することが課題となります。</p>
施策の今後の取組み・改革の方針
<p>まち美化については地元商店会、団体及びボランティアとの協働による清掃活動が定着してきていますが、更なる推進のため、美化推進重点地区を中心に、区民等との協働による清掃活動とポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンを総合的・一体的に実施していきます。路上喫煙禁止のパトロールによる個別指導については、地域の拡大や時間を延長し、地域団体との連携による路上喫煙対策協力員制度を更に広め、区民との協働により路上喫煙率ゼロを目指します。</p> <p>また、本年度、区長が指定する喫煙所を5箇所から6箇所に増設しましたが、分煙の徹底のため、敷地管理者と協議のうえ、受動喫煙にならない場所での喫煙所の設置に更に取り組んでいきます。景観計画については、都市マスタープランとの整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくものとしていきます。そのためにも、平成20年度中に景観行政団体になります。</p>

外部評価実施結果:報告書20ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>条例の趣旨が達成されるために、現在の施策体系は有効か。</p> <p>各地域がそのおかれた条件で、住民参加も一部導入しながら、身の丈にあった実施策をもつこと、そして、いろいろな顔をもつ新宿区が、全体として、住みやすい、きれいな街に生まれ変わるきっかけとなるような工夫が必要ではないか。</p>	<p>条例の趣旨を達成するには、区民や事業者との協働が重要です。春・秋のゴミゼロキャンペーンや年末クリーン作戦のほか、美化推進重点地区での地域の方々との清掃活動などを行っています。また、路上喫煙対策として、ポスターや路面標示等によるPR、主要駅等でのキャンペーンやパトロール員による個別指導を実施しています。</p> <p>区内58箇所の主要駅周辺の路上喫煙率は、条例施行前の4.13%から施行後の19年度の調査では毎回1%未満となり、着実に効果が上がってきています。</p> <p>19年度は、路上喫煙対策として、路面タイル800枚の設置やパトロールの時間帯の夜7時までの拡大など工夫し、施策の充実を図りました。20年度からは、さらに土日・祝日のパトロールによる指導強化を進めるなど、今後も、さらなる工夫や区民との協働を進め、住みやすいきれいな街をめざしていきます。</p> <p><u>路上喫煙対策の推進 203,379千円</u> <u>土日・祝日のパトロールによる指導強化等</u></p>
<p>千代田区等他区と比較して、新宿区は、事業規模や実施効果面等において、どのように評価しているのか。</p>	<p>路上喫煙の禁止区域は、千代田区は全区域の6割ですが、新宿区は区内全域です。</p> <p>周知啓発や監視体制などの事業費・規模は、千代田区と同程度ですが、新宿区では、主要駅を中心に路上喫煙禁止の周知とマナーの向上を繰り返し訴えてきました。</p> <p>その結果、千代田区に同様の調査はありませんが、新宿区で調査した路上喫煙率は、条例施行前の4.13%から施行後の19年度では毎回1%未満となり、大きな効果が上がっているものと考えています。</p> <p>まだ課題はありますが、今後も繰り返し周知啓発をしていくことにより、より一層の路上喫煙率の減少をめざしていきます。</p>

施策32: 商店街の活性化

区の行政評価(内部評価)実施結果: 報告書121ページ

所管部(局)名: 地域文化部
施策の目的
商店街を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、商店会が自主的に取り組む調査・研究等の事業に対して、その経費の一部を助成し、商店街の活性化、自立化支援を図ります。
施策を構成する計画事業と内部評価
商店街ステップアップ支援 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
本事業を活用することで、地域住民の商店会に対する認知度が上がるなど、一定の成果が上がっています。 商店会が自らの商店街の特性を活かした活動や地域資源を見直す取り組みを行うことによって、商店会の組織強化、地域コミュニティとの連携を図ることができ、商店街の活性化につながっています。
施策の今後の取組み・改革の方針
現在は、主にHP作成や商店街マップ作成等の商店会PR事業として活用されています。 今後は、『まちづくり』に視点を向けた勉強会、マーケティング調査等、商店会の様々な取り組みについて情報を提供し、より効果的な支援策となるよう、積極的に助言等を行う必要があります。 「ステップアップフォーラム」で商店会サポーター制度と連携させ成功事例を紹介し、また、事業内容について相談できる場を設けることにより、商店街活性化事業として効果を高めていきます。

施策33: 魅力ある買物空間づくり

区の行政評価(内部評価)実施結果: 報告書123ページ

所管部(局)名: 地域文化部
施策の目的
商店会が実施する施設整備事業、IT活用事業及びイベント事業等を支援することにより、人が集まり交流する、楽しい買物の場としての魅力ある商店街づくりを図ります。
施策を構成する計画事業と内部評価
魅力ある商店街づくり支援 B 商店街にぎわい創出支援 B

施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの

本施策は、商店街が、人が集まり交流する『魅力ある買い物空間』となるよう振興を図る上で必要なものです。

多額の経費を要することが多く、商店会にとって大きな負担となっている施設整備事業等に対して、本施策に基づく事業助成を行うことで、商店街のハード・ソフトの整備や活性化に寄与してきたものと評価しています。

また、イベント事業に対する事業助成については、商店会からの申請件数が増加傾向にあり、商店街への集客力向上と地域との交流を深める事業として評価しています。

今後も、商店街や地域の実情にあった事業運営に努めていく必要があります。

施策の今後の取組み・改革の方針

『魅力ある買い物空間づくり』を目指して、近接する商店街との連携事業への助成等を視野に入れながら、継続的な効果が得られるよう、商店会サポーターの助言活動と連携させ取り組んでいきます。

外部評価実施結果: 報告書 21 ページ	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
商店会が自立して活動できているかという視点を 中心に支援してほしい。	商店街を活性化させるには、商店会自らが活性化策を考え、実行することが大切です。そこで、専門知識を持った非常勤職員「商店会サポーター」3人が他地区の事例や手順をアドバイスし、活性化施策が円滑に進められるようサポートします。 また、「商店会サポーター」が助言活動を行うことにより、各種支援事業をより効果的に活用できます。 今後も、商店会の自主性を尊重しつつ、適切なアドバイスを行い、効果的な補助金の支出を行っていきます。
地域に根ざす商店街の活性化が、地域のまちづくりにとってコミュニティの中心となることから、商店街の現状を特性に合わせて、担い手を考えていく時期にきている。従来の商店街のことは商店街の関係者だけに任せるといことでは、もはや限界にきている。こうした視点で、支援を考えられないか。	ご指摘のとおり、現在、商店会活動を担う人材が不足しています。商店会員も減少し、活動に支障が出ているところもあります。 区では、19年度から商店会サポート事業を始め、「商店会サポーター」が商店会に出向き、商店会活動に対する情報提供や提案などを行っています。また、各種学校や団体との連携についても、サポーターが手助けしています。今後は、若手商店主を集めたグループミーティングなども実施し、次世代を担う人材の育成にも力を入れていきます。 一方で町会など地域と協力して活動する商店会も増えています。商店会と地域の方々が互いに協力し、まちに活気を生み出すような仕組みも検討していきます。

外部評価実施結果:報告書21ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>住宅地域の商店街が地域コミュニティの核になることによって地域全体を活性化させる引き金となるので、この施策の成否が「安全・安心なまち」という社会的な価値の創造をもたらすものと期待する。</p> <p>地域コミュニティの核としての商店街の貢献度を加えてはどうか。</p> <p>地域全体が安心・安全なまちという社会的な評価が得られるように、商店街の自主的な活動をベースにしなが、適切な補助事業等の支援策を選択して取り組むように、効果的な施策展開を図ってほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、近年商店街の役割が見直されています。単なる買い物の場だけでなく、対面しての会話を通してコミュニティを形成したり、街路灯や子どもたちへの声かけなど、地域の安全安心に大きく貢献しています。商店街はいわば地域のプラットフォームです。</p> <p>区としても、まずは商店会員の減少を防ぐため、19年度より新宿区商店会連合会と連携して商店会加入促進事業に取り組んでおり、その中で商店街の社会的役割の重要性も訴えています。</p> <p>商店会活動が売上増進だけでなく、地域への貢献も重要な役割であるということを十分認識してもらい、貢献度を高めるような活動を行っていきます。</p> <p>また、「商店会サポーター」が商店会へ出向き、会長や役員会出席等により状況を把握したうえで、適切な補助事業等の支援策を提案するなど、より効果的な支援ができるよう対応していきます。</p>
<p>商店街の活性化は、単年度の評価だけではなく、前年度との比較による評価から次年度の目標を定めていく継続性のある目標設定が必要ではないか。</p>	<p>商店会が行うイベントに対して助成するにぎわい創出支援事業については、事業終了後に次の書類提出を義務付けています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 期間、イベント内容、実施後の効果、来街者数、所要経費など 2 効果報告書 達成度、売上向上、来街者数の増減、商店会員以外の協力など <p>ただし、これまでの報告書は単年度においての効果を問う内容が多く、前年度と比較する設問がありませんでしたので、20年度以降は、前年度比較の項目を入れ、その結果を踏まえた次年度目標が設定できるよう改善します。</p>
<p>補助金を受けた商店会に対するアンケートでは「よかった」という回答になるのは分かりきっていることではないか。消費者にアンケートをとったり、集客や売上げが増えたかどうかという視点での指標を設けたりして、評価する必要があるのではないか。そうしたことにより、地域が活性化したり、他の商店会にも波及したりするのではないか。</p> <p>多様な担い手と商店街との協働が必要である。サービスの受け手である消費者・地域住民の声も評価の視点として重要であり、また、集客と売上げの視点もないので、アンケート項目に入れるなどして、盛り込むべきである。</p>	<p>商店会が行うイベントに対して助成するにぎわい創出支援事業については、事業終了後に実績報告書及び効果報告書を提出してもらい、来街者数や売上向上につながったか等の設問に回答してもらっていますが、今後は設問を工夫し、より具体的な回答を得られるようにします。</p> <p>消費者アンケートといったことは現在していません。商店会に消費者アンケートを義務付けるのは困難なので、今後はモデル商店街として年に数箇所指定し、「商店会サポーター」がアンケートの設問や回収方法等をアドバイスし、商店会の負担を軽減したうえで実施し、効果を検証していきます。</p>
<p>若い担い手の掘り起こしについて、分かりやすく示してほしい。</p>	<p>「商店会サポーター」の活動を通じて、商店会の若手の意見を聴き、商店街の活性化につなげる仕組みづくりにチャレンジしています。20年度には、各商店会から若手を募集し、懇談会等を開催する取り組みなどを進めていきたいと考えています。</p>

外部評価実施結果:報告書21ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>空き店舗対策が求められているのではないか。</p>	<p>空き店舗ができることにより、商店街としても街並みの一体感が崩れるだけでなく、買物が不便になることで他の商店街へお客が流出し、さらに賑わいが薄れて他の店舗にも波及するという悪循環につながることも考えられます。</p> <p>区としても空き店舗対策を重要課題ととらえ、20年度より「空き店舗活用支援事業」として、空き店舗を活用した商店街の活性化またはコミュニティ機能の維持向上などにつながる事業に対して、経費の一部を助成します。</p> <p>また、並行して、中小企業診断士等による空き店舗等に関する相談会も実施し、すでに空いている店舗や、今後の経営方法に関する相談を行い、空き店舗が少なくなるよう努力します。</p> <p><u>空き店舗活用支援 4,092千円</u> <u>空き店舗活用支援事業を試行</u></p>
<p>ステップアップフォーラムの実施や商店会サポーター制度の活用について、その実効面を分かりやすく示してほしい。</p>	<p>ステップアップフォーラムは、商店会の実施する区商店街支援事業が、より主体性・独自性を持ち、効果的に展開していくために、区内の商店会会員を対象に、年に1度開催している学習会です。</p> <p>また、商店会サポート事業は、「商店会サポーター」が、各商店会の地域特性・課題を踏まえながら、商店会による活性化に向けた取組みが、より効果的なものになるよう助言活動を行うものです。</p> <p>現在、「商店会サポーター」が積極的に商店会の役員会やイベント事業に出席しており、それぞれの商店会の実状やニーズ等を把握し、各商店会に必要な情報を提供しています。これらの活動と連携し、ステップアップフォーラムのテーマ設定や講師・パネリストの選定を行い、商店会に「今何が必要なのか」という気づきを与え、商店街に賑わいを呼び込むきっかけづくりとしています。</p>

外部評価実施結果:報告書21ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>商店街はそのおかれた環境や規模が大きく違う。「商店街ステップアップ支援」「魅力ある商店街づくり支援」「商店街にぎわい創出支援」の3つの補助事業の使い分けがどうなっているのか、分かりやすく示してほしい。</p>	<p>3つの補助事業は、各商店街の状況に応じた自主的な事業に対し、「研修・PR活動等」「施設整備」「イベント」の3つの側面から助成し、支援しているものです。</p> <p>商店街ステップアップ支援事業 研修会開催や商店会マップ・HP作成等、新たな取り組みやPRにつながる事業に対する助成です。</p> <p>魅力ある商店街づくり支援事業 街路灯やカラー舗装など、主に商店街の施設整備事業に対する助成です。</p> <p>商店街にぎわい創出支援事業 商店会が実施する、集客力アップ等の活性化イベント事業に対する助成です。</p> <p>このうち、よく利用されるのは商店街にぎわい創出支援事業で、区内商店会の約半数がこの支援事業を利用してイベントを実施しています。</p>
<p>たとえば、街路灯建替等補助金は1年間に何団体でどのくらいの規模か。 補助金は、どのくらいの使われ方をしているのか。 使われ方によって効果があるのかないのか。 こうした視点で、分かりやすく示してほしい。</p>	<p>魅力ある商店街づくり支援事業の18年度実績は、計5団体、53,406,000円でした。</p> <p>商店街の街路灯建替え事業は、旧街路灯の明かりが弱く、経年劣化により腐食が進んでいるケースもあり、落下や倒壊などの危険を回避するためには重要と考えています。また建替えにより景観が向上するほか、何より照度が上がり、明るい安全な街をアピールできます。安全・安心のまちづくりという視点からも、建替えによる効果は高いといえます。</p>
<p>施策・事業に携わる現場の声・反省事項として、特にうまくいかなかった原因が、人(担い手)・資金(予算)・事業の受入先といった、どの面にあるのか、具体的な表現で総合評価や改革方針に示されるとよい。</p>	<p>現在、商店会が支援事業補助金を活用した事業を実施した際、効果報告書を区に提出しています。その報告書の中に、事業における反省点・課題を具体的に記入する項目を設けています。</p> <p>ご指摘のとおり、これらの報告書の内容を踏まえ、今後の商店街支援事業がより効果のあるものになるよう、改革方針等に活かしていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書21ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>ホームページ作成補助をしたときに、アクセス数等について、把握すべきである。 また、ボランティアの活用を含め、更新等のアフターケアを考えた支援をしてはどうか。</p>	<p>商店街ステップアップ支援事業においてホームページ作成に対して助成した場合、効果報告書を提出してもらい、その効果度を把握しています。ただし、これまではホームページへのアクセス数について把握していません。</p> <p>20年度以降はご指摘を踏まえ、ホームページを作成する場合は、アクセス数がカウントできるように指導し、効果報告書にアクセス数を記載してもらいます。ただし、この支援事業は商店会が自立して実施することが前提となっており、作成後の維持管理については支援と対象とならないため、以後も継続してアクセス数を報告してもらうことは想定していません。なお、助成後5年経過し、商店会が自主的にホームページをリニューアルする場合には、改めてステップアップ支援事業の助成を受けることができます。</p> <p>アフターケアについては、各商店会の経費で実施してもらうこととなりますが、たとえば地域の専門学校などの学生をボランティアとして活用するなど考えられます。</p>

施策36:資源循環型社会の形成

区の行政評価(内部評価)実施結果:報告書129ページ

所管部(局)名: 環境土木部
施策の目的
環境への負荷が少なく、限りある資源を有効利用できる資源循環を基調とした社会を築くことを目的とします。
施策を構成する計画事業と内部評価
ごみの発生抑制に向けた普及啓発 B 資源回収の推進 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
<p>本施策は、「容器包装リサイクル法」や「食品リサイクル法」等の循環型社会形成推進に向けた法体系の整備や、清掃事業の区への移管を背景として、行政、区民、事業者がそれぞれに責任を果たし、ごみの発生抑制や分別、資源の再利用等を通じて、ごみの減量とリサイクルの推進を図るとともに、廃棄物の収集・処理についての推進体制を充実することを意図した施策です。</p> <p>今計画期間においては、景気の低迷やリサイクルの推進により、ごみの減量が見られました。また、18年度はペットボトルの拠点回収を始め、回収量は二倍に増えました。循環型社会形成に向けた普及啓発や資源回収の推進等の取り組みは着実に展開することができたと評価しています。</p> <p>国は循環型社会形成推進法をはじめとする各種の法律を制定し、限りある資源を有効利用できる社会を構築することを重要施策として位置づけています。資源循環型社会は一朝一夕には実現することはできません。しかし、区としては最終処分場の延命化や地球資源の枯渇防止という観点からも、資源循環型社会の形成をめざし、区民・事業者の意識改革を図ることが重要であると考えています。今後も普及啓発事業の拡充と資源回収事業の積極的展開により、施策として高い成果を上げていく必要があります。</p>
施策の今後の取組み・改革の方針
<p>資源の回収方法や回収品目を拡充することで資源回収率を向上させ、ごみの減量を図ります。事業者への排出指導の際に積極的に普及啓発活動を行うなど、普及啓発活動の拡充に努めます。</p> <p>また、平成20年度から東京23区で実施する、廃プラスチックの焼却による熱回収を踏まえ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた普及啓発を進めるとともに、ペットボトル・白色トレイの他に新たに容器包装プラスチックの資源回収を行い、ごみとなるプラスチックを極力減らす取り組みを行います。区全域での本格実施に先立ち、19年7月からは、資源・ごみの新しい分別収集をモデル地区で実施します。</p>

外部評価実施結果:報告書23ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>資源循環型社会の形成にあたり、区民や事業者の協働は欠かせないが、進んでいるのかどうか。協働をより一層推進すべきである。</p>	<p>資源循環型社会の形成にあたり、区民や事業者との協働は重要です。現在、町会、自治会、集合住宅等が主体となって資源の集団回収を実施し、回収団体は15年度以降増加しています。また、清掃協力会等の地域団体では普及啓発イベントやマイバッグキャンペーンを行っています。</p> <p>事業者については、大規模事業者に対する再利用計画での実地指導を行うことで再利用率は年々向上しています。また、区の収集に排出している中小事業者に対しては業者収集への転換を勧奨しています。</p> <p>この結果、区収集ごみ量は毎年減少し、資源化率についても集団回収量が13年度以降増加に転じ、資源化率は16年度から向上しています。</p> <p>さらに、20年度に仮称3R推進協議会を設置するなど、区民や事業者との協働を一層推進していきます。</p> <p><u>ごみの発生抑制の推進 4.416千円</u> <u>(仮称)3R推進協議会の設置等</u></p>
<p>成果指標として、ごみ排出量や資源回収量等直接的な指標を設定すべきである。また、この指標を設定したときに、毎年度進行管理できる仕組みにすべきである。</p> <p>指標に掲げてある集団回収参加世帯数は、資源回収団体が書く実績報告書の「団体が対象としている世帯数」であり、実際の協力世帯数とは異なっている。こうしたあいまいな数値を指標に使うのは適当ではない。</p>	<p>20年度からは、一人あたりの区収集ごみ量と資源化率を指標とします。</p> <p>具体的には、区民一人あたりの区収集ごみ量について、17年度を基準として29年度までに50%減をめざします。また、資源化率については、17年度の17.4%から29年度までに倍に当たる35%に向上させます。</p> <p>この指標に基づき、進行管理を適切に行っていきます。</p>
<p>一部委託しているものがあるが、区直営と比較して効率性をどのように評価しているか、分かりやすく示してほしい。</p>	<p>粗大ごみ収集、ビン・缶・ペットボトル収集を業者委託しています。粗大ごみの収集では、区直営と比較した場合、経費は同程度となっています。なお、粗大ごみの民間委託では、年末年始を除き日曜日も収集できる態勢が組めるなど、サービス向上が図れていると評価しています。</p>

外部評価実施結果:報告書23ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>事業費がほぼ同じであるが、資源回収の助成内容が社会情勢の変化によらず、変動しないのはいかなものか。 回収業者への支援を資源価格に応じて変動させるべきであり、見直しが必要ではないか。</p>	<p>集団回収団体へは、アルミ缶と段ボールを除く回収品目に1kgあたり6円の報奨金を助成しています。助成の目的は、地域の集団回収団体が、資源市況の好不況に影響されずに回収事業を継続・拡大できるように支援することにあります。事業費があまり変動しないのは、集団回収量が安定的に推移したためです。報奨金については、20年度から段ボールも対象品目に加えていきます。 区内の回収事業協同組合への委託は、区の集団回収事業が資源相場の好不況に影響されないで安定的に運営できることを目的に行っているもので、今後、より効果的・効率的な支援を検討していきます。なお、資源価格に応じて回収業者は回収団体に還元しています。</p>
<p>区直営は民間委託に比べて、人件費が倍のコストであるにもかかわらず、都から区への移管時の約束があるため、全面的な委託ができないとの説明には納得できない。 今後、民間委託への移行をどうしていくのか、展望を示して、取り組むべきである。</p>	<p>これまで、粗大ごみ収集の委託など可能な限り民間委託に取り組んできましたが、全面委託には様々な問題があります。都から区への移管の経緯を踏まえ、費用対効果も考慮しながら検討していきます。</p>